

○農林水産省告示第二百四十六号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十条の二第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定するものを次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年三月二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

獣医療法施行規則第十条の二第一項の農林水産大臣が指定するものは、公益社団法人日本アイソトープ協会とする。